

「新島」の利活用に関する
サウンディング型市場調査実施要領

鹿児島市
平成31年4月

「新島」の利活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

1. 調査目的等

(1) 調査目的

鹿児島市では、桜島の北東部の沖合に位置する新島について、立地や資源、魅力等を生かし、自然との共生を基本にしながら、市有地を中心とした利活用を検討しております。

この調査は、民間事業者の皆様との対話を通じて、新島の市場性の有無や具体的な整備・管理方法、新たな付加価値を高めるアイデアや活用のノウハウ等を把握することにより多様な手法を検討し、今後の整備方針の検討や官民連携による魅力向上へ活かすことを目的に実施します。

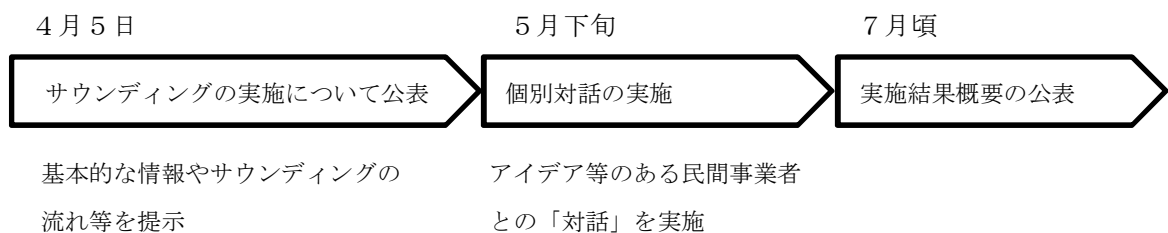
※サウンディング型市場調査とは

民間事業者から広く意見、提案を求める市場調査のことを言い、検討の早い段階で民間事業者との対話を通じて利活用の方向性、市場性の有無、市場性を高めるためのアイデアを得ることを目的に実施するものです。以下、「サウンディング」といいます。

(2) 期待される効果

- 活用検討の早い段階で、事業の実施主体となる意向を有する民間事業者による活用の可能性を調査することで、活用方法について具体的で幅広い検討が可能になります。
- 地域の状況や行政課題を提示して「対話」をすることで、課題の解決に向け、民間事業者のノウハウやアイデアを活かした整備案や事業フレームの検討が可能となります。

(3) 調査の進め方



2. 新島の概要

(1) 位置図



(2) 概要

新島は、安永8年10月1日（1779年）に発生した安永噴火により誕生した、桜島の北東部の沖合約1.5km、南北約750m、東西約400m、周囲約2km、面積13ha、最高点43mの楕円形の島で、周囲には消波ブロックが設置されておりますが、南部には砂浜があります。

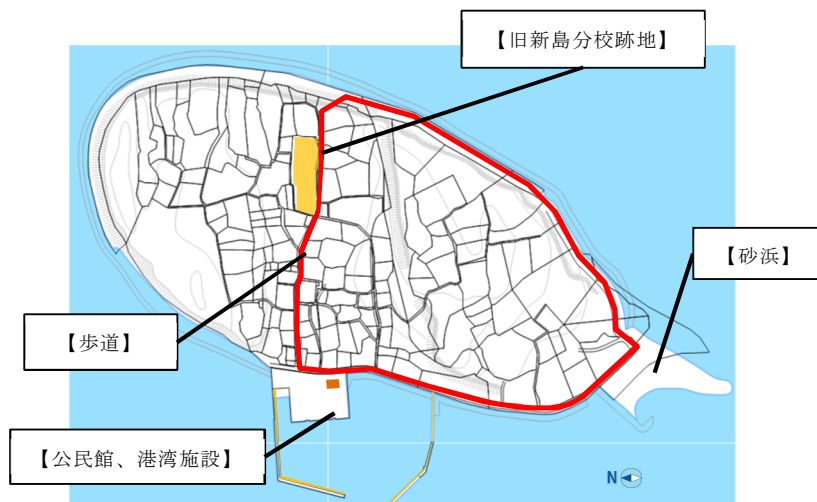
また、マグマが海底地下に入り込んだことによって海底が隆起して形成された島で、縄文時代に堆積した水深100m以深の海域に生息する種を中心とした燃島貝層や、始良カルデラの海底の層序を直接観察できる地層を島内各所で確認することができ、学術的にも貴重なものと考えられます。

霧島錦江湾国立公園の一部で、桜島・錦江湾ジオパークのジオサイトの一つとなっており、平成25年まで人が住んでいたことから、新島港や桜島から海底を通じて電気・水道などのインフラが整備されており、最寄りの浦之前港から週3日（日・水・金）、1日3往復、片道約10分の行政連絡船が運航しています。ほどよい距離感で容易に利活用できる環境があり、年間1000人前後の方が訪れ、各種団体によるツアーや釣りなどのレジャー、島内環境整備などのボランティア活動を行っています。

その一方で、海岸保全区域や自然公園法の第2種特別地域に指定されていることから、一定の行為が制限または禁止もしくは届出が必要な地域となっており、また、島の9割が民有地で所有者の特定が難しい土地が多く、絶滅危惧種であるウチヤマセンニュウの営巣も確認されています。そのため、利活用が可能な場所は限られ、また持続的な利活用にあたっては、保全と利用に対する一定のルールが必要になると思われれます。

(3) 利活用が想定される主要施設等

（※旧新島分校跡地を中心とした利活用を想定）



【旧新島分校跡地概要】

- ・約1700㎡
- ・H31に更地化予定
- ・自然公園法における第2種特別地域
- ・建物の新築の場合、高さ13m、建築面積2000㎡、建ぺい率20%、容積率40%以下、道路から5mのセットバックが必要

3. 調査内容

市有地（旧新島分校跡地）などに設置する施設・設備、新島を活用したソフト事業、船などによるアクセス、それらの整備・管理運営方法などについて、次の視点からご意見やご提案をお聞かせください。一部の事項だけのご提案でもかまいません。

(1) 「新島」の付加価値を高めるアイデア

- ・「2-(3)の主要施設等」を中心とした、魅力向上や収益を生み出す事業のアイデア
- ・錦江湾・桜島及び市街地など観光資源への回遊性の向上や桜島地域の活性化につながる賑わいを創出するソフト事業のアイデア

(例：キャンプ施設、学研究フィールド、マリンレジャーなど)

※可能であれば、必要となる施設や機器、初期コスト、期待される効果等までご提案ください。

※施設の設置やソフト事業の提案など、複数ご提案いただいてもかまいません。

(2) 整備・管理運営方法

- ・(1)を維持管理する上で必要な管理運営方法、経費（事務費・人件費等）の想定。
- ・コスト削減のためのアイデア。

(3) 参入の可能性や課題

(4) その他、施設設置や管理運営に関する課題や提案、船によるアクセスの提案など

4. 対象者

サウンディングに参加することができる事業者は、新島への民間活力導入にあたり事業主体として意欲のある法人又は法人のグループとし、次の要件を全て満たしている事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年3月18日条例第4号）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。

5. サウンディングの流れ

	項目	日程
①	サウンディングの実施について公表	4月5日(金)
②	参加事業者説明会の開催 (説明会申込み)	4月22日(月)10時～ (4月5日(金)～19日(金)12時)
③	質問の受付及び対応	4月5日(金)～4月25日(木)
④	サウンディングの参加受付	
⑤	提案資料(対話資料)の提出	5月7日(火)～5月23日(木)
⑥	サウンディングの実施日時等の連絡	5月24日(金)
⑦	事業者との個別対話	5月27日(月)～5月31日(金)
⑧	実施結果の概要を公表	7月頃(予定)

① サウンディングの実施について公表

実施要領等は、下記の期間、鹿児島市ホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>)

【掲載期間】 2019年4月5日（金）～5月24日（金）

② 参加事業者説明会の開催

○サウンディングの実施方法について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの説明会を以下のとおり開催します。

◆日時：2019年4月22日（月）午前10：00～11：00

◆場所：鹿児島市役所 本館3階 302会議室

○説明会の参加は事前申込み制とします。参加を希望される場合は2019年4月19日（金）12時までに、「別紙1：参加事業者説明会申込書」に必要事項を記入の上、連絡先 E メールアドレスへ送信してください。件名は「説明会参加申込（事業者名）」としてください。

○説明会において、詳細な新島利活用可能性調査結果を配付します。（1社につき1冊）

○説明会への参加は任意です。

③ 質問の受付及び対応

サウンディングに対する質問は、下記期間中にメールにて随時受け付けますので、「別紙2：サウンディング質問書」に記入のうえ、連絡先 E メールアドレス宛てにお問い合わせ下さい。件名は「サウンディングに関する質問（事業者名）」としてください。

【質問受付期間】 2019年4月5日（金）～4月25日（木）

④ サウンディングの参加受付

サウンディングへの参加を希望する場合は、「別紙3：サウンディング申込書」に必要事項を記入し、2019年4月25日（木）午後5時までに連絡先 E メールアドレスへ提出してください。

⑤ 提案資料（対話資料）の提出

提案資料（対話資料）については、「別紙4：提案概要書」（資料等、任意様式を添付）を2019年5月23日（木）午後5時までに連絡先 E メールアドレスへ提出してください。

⑥ サウンディングの実施日時等の連絡

実施日時等については、直接、ご担当者様と調整させていただきます。

⑦ 事業者との個別対話

参加受付のあった民間事業者との間で1グループ30～60分を目安に対話を実施します。
(県外の事業者で期間内の来庁が難しい場合は、対話方法等を協議させていただきます。)

【実施期間】2019年5月下旬

【開催場所】鹿児島市役所内会議室(予定)

⑧ 実施結果の概要を公表

結果の公表については、民間事業者の皆様のアイデアやノウハウの保護に配慮したうえで公表します。(公表内容については、事前に提案者へ確認を行います)

【公表時期】2019年7月(予定)

6. 留意事項

- (1) 本調査への参加実績は、事業者公募があった際の評価等のインセンティブにはなりません。
- (2) サウンディングの参加に要する全ての費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 提出資料の著作権はそれぞれ提案者に帰属しますが、提出資料は返却いたしません。提出資料は、結果概要の公表・事業の諸条件の検討の目的のみで使用し、提出資料及びヒアリングの詳細記録については、公表の対象としません。
- (4) 必要に応じて、追加の対話をお願いする場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

7. 問い合わせ・連絡先

担当 鹿児島市企画財政局企画部 政策推進課

住所 〒892-8677 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1107

Eメール seisaku-s@city.kagoshima.lg.jp